

山口県報

平成28年
3月29日
(火曜日)

目 次

○公告

山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定（政策企画課）……………一

スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定（スポーツ推進課）……………二

美術館に係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

山口県民文化ホールいわくりに係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定（文化振興課）……………三

やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定（県民生活課）……………四

自然公園施設に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………四

山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………五

山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定（健康増進課）……………五

山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定（障害者支援課）……………六

山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定（こども家庭課）……………六

児童福祉施設に係る指定管理者の指定（こども家庭課）……………六

山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定（新産業振興課）……………六

やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定（農業振興課）……………七

栽培漁業センターに係る指定管理者の指定（水産振興課）……………七

甲種漁港施設に係る指定管理者の指定（漁港漁場整備課）……………七

流域下水道に係る指定管理者の指定（都市計画課）……………八

港湾施設に係る指定管理者の指定（港湾課）……………九

○教委公告

青少年自然の家に係る指定管理者の指定……………一

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定……………二



（二一四）山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定

山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六一番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - （一） 条例第三條各号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - （二） 条例第四條第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - （三） 条例第五條の許可をすること。
 - （四） 条例第七條の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - （五） 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間
- （二一五） スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。
平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県立おのだサッカー交流公園		山陽小野田市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 県立おのだサッカー交流公園運営協会
 代表者 白井 博文

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出二丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県立下関 武道館		下関市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一六) 美術館に係る指定管理者の指定

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、美術館に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる美術館の名称及び位置

名	称	位	置
山口県立 美術館		山 口 市	
山口県立萩美術館・浦上記念館		萩 市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目一三番五号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に附帯するものに限る。）。

(二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。）。

(三) 条例第三条第四号に掲げる業務に関すること（生涯学習の支援に関することに限る。）。

(四) 条例第三条第五号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。

(五) 条例第八条の許可（施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。）をする

こと。

(六) 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り

消すこと。

拒むこと。

消すこと。

(七) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二一七) 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)(第十条第一項の規定により、山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目一三番五号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二一八) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)(第十条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人山口きらめき財団 山口市水の上町一番七号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二一九) 山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定

山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。)(第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎八一八番地の一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

- 七。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二一〇) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定

山口県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」とい
う。)(第八条第一項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者を
次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二 山口市大殿大路一三五番地二

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時
に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
こと。

(四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。
(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二一一) 自然公園施設に係る指定管理者の指定

山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号。以下「条例」とい
う。)(第八
条第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県豊田湖ビジターセンター	下 関 市
山口県角島ビジターセンター	〳

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時
に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
こと。

(四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県須佐湾ビジターセンター	萩 市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時
に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
こと。

- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

- 一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県秋吉台ヒジターセンター	美	祢	市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
美祢市 美祢市大嶺町東分三二六番地一

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

- (一三三) 山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第九條第一項の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山口市阿知須五〇九番地五三

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第七条の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園の使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

- (一三三) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定

山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷下東三丁目一番一号

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

- (二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (三) 条例第六条の許可をすること。

- (四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二四) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定
 身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。)第二十三条第一項の規定により、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。
 平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鑄銭司二三六四番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十九条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第二十一条の規定により、山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間
 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二五) 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定
 山口県母子・父子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。
 平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市富田原町四番五八号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

に閉館すること。
 (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 条例第六条の規定により、山口県母子・父子福祉センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間
 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二六) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定
 児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。)第五条の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。
 平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	みほり学園	山口市	

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 四 指定の期間
 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二七) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定
 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県国際総合センター 下関市豊前田町三丁目三番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第四条の許可をすること。

(三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二二八) やまぐちフラワールランドに係る指定管理者の指定

山口県フラワールランド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)(第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワールランドに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市新庄五〇〇番地一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二二九) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。)(第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置

名 称	位 置
山口県内海栽培漁業センター	山 口 市
山口県外海栽培漁業センター	長 門 市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二三〇) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。)(第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
徳山漁港	浮棧橋A、浮棧橋B、浮棧橋C、駐車場、照明施設、植栽、休憩所及び便所	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十二条の第一項の許可をすること。
- (二) 条例第十二条の第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (三) 条例第十二条の第四項の規定による協議を受けること。
- (四) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の第二項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

漁港の名称	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
見島漁港	宇津可動橋、本村可動橋、宇津スポーツ広場、宇津人工海浜及び宇津多目的広場	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一三二) 流域下水道に係る指定管理者の指定

山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)第五条の規定により、流域下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
田布施川流域下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(二三三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。)(第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
岩 国 港	新港運動公園	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)(の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称

港湾施設の名称

港湾施設の場所

平 生 港	水場B導流堤、水場C導流堤、水場E 護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場E A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚 場、水場D物揚場、水場E物揚場、水 場臨港道路及び水場緑地	平 生 町
-------	--	-------

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳 山 下 松 港	はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠 戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊 歩道及び釣突堤	下 松 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)

- 及び(五)において同じ。)をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受理すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	櫛ヶ浜防波堤A、櫛ヶ浜防波堤B、晴海護岸、櫛ヶ浜護岸A、櫛ヶ浜護岸B、櫛ヶ浜浮桟橋、櫛ヶ浜船揚場、櫛ヶ浜道路、晴海野積場の一部、櫛ヶ浜野積場、晴海A緑地及び晴海B緑地	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

- し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
三田尻港	築地東胸壁、築地一号浮桟橋及び築地二号浮桟橋の各一部並びに照明設備	防府市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

防府市 防府市寿町七番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。
 - (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。
 - (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受理すること。
 - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
 - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	浜崎三号防波堤、浜崎防波護岸の一部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎荷さばき地、浜崎可動橋、湯港二号緑	萩市

地及び潟港四号緑地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	潟港係船浮標、潟港物揚場A、潟港野積場A、潟港給水栓、潟港給油所、潟港船舶保管施設、潟港船舶上下架施設、潟港テニス場、潟港テニス場管理棟及び潟港テニス場電気室	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社マリーナ萩 萩市大字椿東六〇八〇番地の六

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間



公 告

青少年自然の家に係る指定管理者の指定

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名	称	位	置
山口県油谷青少年自然の家		長	門 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社F.E.E.L 下関市貴船町二丁目一四番二八号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

と。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県秋吉台青少年自然の家	美 祢 市
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山 口 市
山口県由宇青少年自然の家	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

公 告

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間